

平成31年(ワ)第1258号 損害賠償請求事件

原告 原告1 ほか5名

被告 国

証拠説明書

令和2年3月26日

大阪地方裁判所第11民事部合議1係 御中

被告指定代理人

野口 弘 雄

水野 健 太

櫻井 ひろ 子

福島 貴 浩

千 同 雅

河 村 聖

秋 田 純

周 藤 崇 久

陶 山 敦 司

佐 藤 博 徳

略語は準備書面の例による。

号証	標目 (作成者等)	作成 年月日	立証趣旨
乙1	新版注釈民法(21)親族(1) (抜粋) (青山道夫=有地亨編)	写し H1. 12. 15	婚姻制度についての伝統的な理解等
乙2	新注釈民法(17)親族(1) (抜粋) (二宮周平編)	写し H29. 10. 20	同上
乙3	民法要義巻之四(第16版) (抜粋) (梅謙次郎)	写し M39. 10. 22	明治民法における婚姻が、我が国の従来 の慣習を制度化したものであり、男女間 のものであることが前提とされていたこと
乙4	親族法(抜粋) (穂積重遠)	写し S9. 4. 10	同上
乙5	日本親族法論(5版)(抜粋) (牧野菊之助)	写し T3. 8. 20	同上
乙6	衆議院司法委員会議録第6号 (抜粋) (衆議院)	写し S22. 7. 28	明治民法から現行民法への改正に係る法律案の提案理由
乙7	参議院司法委員会会誌録第6号 (抜粋) (参議院)	写し S22. 7. 30	同上

乙8	法律學体系コンメンタール篇 親族法・相續法 (抜粋) (我妻榮=立石芳枝)	写し	S31. 8. 20	現行民法制定後に著されたコンメンタールにおいても、婚姻が男女間ものであることを前提とした記載があること
乙9	親族法 (上) (抜粋) (中川善之助)	写し	S33. 2. 20	現行民法制定後の同性婚に関する議論の状況、及び現在においてもなお婚姻の当事者が男女であるとの理解が一般的であるといえること
乙10	親族法 (抜粋) (我妻榮)	写し	S40. 3. 5	同上
乙11	民法読解 親族編 (抜粋) (大村敦志)	写し	H27. 12. 25	同上
乙12	家族法 (第3版) (抜粋) (大村敦志)	写し	H22. 3. 25	同上
乙13	憲法 (第3版) (抜粋) (渋谷秀樹)	写し	H29. 4. 30	同上
乙14	憲法 (第7版) (抜粋) (長谷部恭男)	写し	H30. 2. 25	同上
乙15	注釈日本国憲法 (2) (抜粋)	写し	H29. 1. 30	学説上、憲法24条1項は、同性

	(長谷部恭男編)			婚について異性間の婚姻と同程度に保障しなければならないことを命じるものではないと解するのが相当であること
乙16	家族法(第2版)(抜粋) (窪田充見)	写し	H27. 2. 25	同上
乙17	憲法と家族(抜粋) (辻村みよ子)	写し	H28. 4. 5	同上
乙18	逐条日本国憲法審議録第二巻(抜粋) (清水伸編)	写し	S37. 7. 30	憲法審議において、婚姻が男女間のものであることを当然の前提としていたことがうかがわれる議論がされていたこと
乙19	地域による取扱いの差異と地方自治(「憲法判例百選I〔第6版〕」抜粋) (新村とわ)	写し	H25. 11. 15	学説においても、最高裁判所昭和33年10月15日大法廷判決が憲法14条1項に違反しないと判示したような取扱いの差異は、平等原則の射程外であるとされていること
乙20	平等原則と違憲審査の手法(「法学教室195号」抜粋) (野中俊彦)	写し	H8. 12. 1	同上